

背景

- 本年6月16日、改正商工中金法が公布され、当社にかかる政府保有株式については、公布日から2年以内に、できるだけ速やかに全部売却するよう努めることとされた。

(参考 商工中金の概要)

- ・商工中金は、中小企業に対する金融の円滑化を目的とする特殊会社。
- ・商工中金の株式については、政府(財政投融资特別会計投資勘定)が46.5%、中小企業組合とその構成員等が53.0%を保有。(商工中金の株主保有資格は、商工中金法上、中小企業組合とその構成員等に限定。)

国有財産分科会における答申

- 9月20日、財政制度等審議会・国有財産分科会において、本件株式の処分にかかる基本方針(答申)が取りまとめられた。ポイントは以下のとおり。
- ①売却方法は、一般競争入札が適当。
 - ②政府の保有する株式全てを一度に売却することが適当。
 - ③入札予定価格は、各種の株式評価手法(純資産価額方式、類似会社比準方式など)のいずれかをそのまま適用するのではなく、各評価方法を総合勘案しつつ、一部の証券会社において店頭取引が行われている実態にも十分に留意した上で、適切に設定する必要がある。今後、証券会社(証券アドバイザー)の知見も踏まえて決定することが適当。
 - ④入札の実施時期は、令和6年度早期を目指す。

株式会社商工組合中央金庫法の改正概要

中小企業のための商工中金改革【株式会社商工組合中央金庫法・中小企業信用保険法】

- ▶ 商工中金は、1936年に国と中小企業組合の共同出資により設立された「**中小企業による中小企業のための金融機関**」（株主資格は組合・組合員等に限定）。
- ▶ 株式会社化（2008年）以来、法目的に「完全民営化」と規定（2008年から5～7年後を目途）。2015年に完全民営化時期を明記しない形（「できる限り早期」）に改正。2016年には、危機対応業務で不正事案が発覚（危機対応業務に依存したビジネスモデル）し、改革に着手（「解体的出直し」）。2018年以降、経営改革を断行し経営の立て直しに成功。
- ▶ **コロナ禍からの立ち直りや事業転換支援が急がれる中、商工中金の事業再生等のノウハウを1日でも早く活用する観点から、「中小企業による中小企業のための金融機関」との位置づけを更に明確化**（民間金融機関とは異なり、住宅ローンなどの個人向け融資を行わない独自のビジネスモデル）しつつ、「**半官半民**」の弊害を除去して再生支援等において幅広く柔軟な支援を可能とする制度改正を行う。政府保有株式の処分には一定期間を要することから、この方針を「今」、法制化し、**法案成立**（公布日：2023年6月16日）から**2年以内**に**業務範囲の見直し・政府保有株式の全部売却等を含む改革を実施**する。

（1）コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の

見直し【平時】

- 組合金融の円滑化という目的の範囲内で**業務範囲の制約等を見直す**。
 - － 商中本体から再生企業への出資上限を、現行の10%から銀行同様、100%に緩和
 - － 投資専門子会社経由の再生企業出資の対象に、第三者関与の再生計画策定企業を追加
 - － サプライチェーンの再構築等（ビジネスマッチング）を支援する地域商社の子会社としての保有可等
- 銀行と同水準の規制も導入（例：金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR）等）。

（2）地域金融機関との連携・協業の強化【平時】

- 業務を行うに当たり、**地域金融機関と連携を図ることを法律上も明記**。
- **民業圧迫回避規定**（適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮）は**存置**。

（3）「中小企業のための金融機関」の維持【平時】

- 議決権保有株主資格の制限や**特別準備金**（4,008億円）の制度は**維持**。

（4）危機対応を的確に実施するための措置【危機時】

- 政府保有株式全部売却後も、**危機対応業務を実施する責務**を課す。
- 同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、商工中金の危機関連保証の利用を認めない。【中小企業信用保険法】

（5）政府保有株式の売却等

- 商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義は低下した**政府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除**。

※株主資格：中小企業組合及びその構成員に限定、中央会等の中小企業関係団体にも拡大

- 政府株式売却に伴う措置（新株発行時・代表取締役選定時^(※)の大臣認可の廃止）。

※大臣認可＋違法行為時の解任命令から届出＋解任命令に移行

（6）将来的な完全民営化の勘案要素

- 特別準備金の状況を含む自己資本の状況、ビジネスモデルの確立状況、危機対応業務の在り方等を勘案し、完全民営化の実施（商工中金法の廃止等）を判断。

(株) 商工組合中央金庫の株式の処分について (概要)

1. 背景

株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という。）は、「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）」において、商工中金の政府保有株式については、改正法の公布日（令和5年6月16日）から2年を超えない施行日の前日までの間において、できる限り速やかに、全株売却するよう求められている。

2. 基本方針

国民共有の貴重な財産であることにかんがみ、その売却は公正な価格及び方法により行うことが必要。

3. 売却方法についての検討

(1) 証券取引所への上場の可否

議決権を有することのできる株主の資格が限定されており、その枠組みは今後も維持する方針。東京証券取引所の上場審査基準を満たさないことから証券取引所への上場によらずに売却する方法を採ることが適当。

(2) 売却方法

証券取引所への上場を行わないことを踏まえ、公正・公平な売却方法であるという観点から、国の契約方式の原則どおり、一般競争入札により売却することが適当。

(3) 売却数量

改正法の趣旨を踏まえれば、複数回に分けて売却を行う猶予も乏しく、政府の保有する株式全てを一度に売却することが適当。

4. 入札実施に当たっての留意事項

(1) 注意喚起

入札参加者に対し、証券取引所へ上場されないものであり、当該株式の取得後の売却手段が、株主資格を有する者間での相対取引あるいは一部の証券会社における店頭取引に限定されていること等の注意喚起を行うことが必要。

(2) 申込株式数の最低単位

申込株式数の最低単位に制限を設定せずに入札を実施すれば、応札者が極めて膨大な数になり円滑な入札執行に支障をきたすおそれがあるため、最低申込み単位の設定を検討すべき。

(3) 申込株式数の最高数量の制限

民間保有分については、保有制限が付されていないことから、申込株式数の最高数量の制限を設定することは要さない。

(4) 入札予定価格についての考え方

予定価格の設定にあたっては、株式の評価が必要となる。株式の評価については、純資産価額方式、類似会社比準方式等いずれかの方法をそのまま適用するのではなく、各評価方法を総合勘案しつつ、一部の証券会社において純資産価額方式により算出した価格を参考に店頭取引が行われている実態にも十分に留意した上で適切に実施する必要。

今後、これらの点に加え、金融業を取り巻く足許の市場環境の変化や、新たなビジネスモデルの下での商工中金の収益改善も踏まえ、株式売却に関する専門的な助言及び支援業務等を委託することとなる証券会社（証券アドバイザー）の知見も踏まえて決定することが適当。

(5) 入札の実施時期

改正法の趣旨を踏まえて、令和6年度早期の入札の実施を目指すべき。

5. その他売却に当たっての留意事項

投資家保護等の観点から、金融商品取引法に定められた事項はもとより、財務状況をはじめとしてリスクや経営計画に関する情報など、必要な情報の適切な開示を行うことが引き続き必要。

また、売却にあたっては円滑な入札執行が可能となるよう配慮すべき。

(以上)